



各 位

会 社 名 株式会社アビスト

代表者名 代表取締役社長 進 勝博

(コード:6087、東証第一部)

問合せ先

取締役 島村 恒基 (TEL 03-5942-4649)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年12月21日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 事業拡大への対応と業務効率化を図ることを目的として、本店を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中野区から東京都三鷹市に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、平成31年3月31日までに開催される当社取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転日の経過後に削除するものといたします。

(2) 今後の一層の業績向上等に向けた経営体制の充実やコーポレート・ガバナンスの強化を 目的として、定款第 19 条に定めた取締役の員数を、現行の 9 名以内から 15 名以内に 変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款	変更定款案
第1条~第2条	第1条~第2条
(省略)	(現行どおり)
第3条 (本店の所在地)	第3条 (本店の所在地)
当社は、本店を東京都 <u>中野区</u> に置く。	当社は、本店を東京都 <u>三鷹市</u> に置く。
第4条~第18条	第4条~第18条
(省略)	(現行どおり)
第19条	第19条
当会社の取締役は、 <u>9名</u> 以内とする。	当会社の取締役は、 <u>15名</u> 以内とする。
第20条~第49条	第20条~第49条
(省略)	(現行どおり)
(新設)_	<u>附則</u>
	第3条の変更は、平成31年3月31日まで
	に開催される当社取締役会において決定さ
	れる本店移転日をもって効力を生ずるもの
	<u>とする。</u>
	なお、本附則は、変更の効力発生日経過後、
	これを削除する。